

岩手県監査委員告示第22号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第35号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月8日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和
岩手県監査委員 名須川 晋
岩手県監査委員 鈴木 慶 太
岩手県監査委員 菅 原 由 紀

1（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和7年6月17日及び同月18日

イ 本監査実施日 令和7年7月14日

（3） 監査結果の公表の日 令和7年9月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、変更契約の理由が不適當なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託業務の執行に当たっては、内部統制の充実を図る観点から、課内ミーティング等を活用して業務実施上の課題等を共有するとともに、当該事業に業務を追加（変更）する場合は、実施要否やその理由を慎重に検討のうえ、その必要性等を設計変更対照表（変更の理由）に記載することとする。

2（1） 監査対象機関名 県北広域振興局農政部二戸農林振興センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和7年5月29日及び同月30日

イ 本監査実施日 令和7年7月15日

（3） 監査結果の公表の日 令和7年9月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 委託業務の執行に当たり、積算を誤っているものが1件、913,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	契約事務について積算を誤っていた建設関連委託業務1件913,000円、県営建設工事2件2,239,600円については、令和6年7月25日に契約の解除、令和6年11月11日に損害賠償金支払いを完了している。
イ 工事の執行に当たり、設計額の積算を誤っているものが2件、2,239,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は、設計額の積算に使用する係数等の算定因子において、積算システムの設定の更新を確実にを行うため、因子の改訂の都度、担当チームでシステムの設定状況の記録を行う様式を作成し、チーム内での共有を実施する。 また、設計額の審査精度の向上に向け、担当チームによる審査の着眼点の再確認及びチェックリストの改善を行うとともに、新規で諸経費率を算定する際のチェックリスト

を作成し、算出額の再確認体制の強化を図ることで再発防止に努めることにした。